

平成 30 年度 教員免許状更新講習

— 受講者募集要項 —

- ・ 大学構内の駐車場について、平成 29 年 4 月から利用方法が変更となりました。（P8 に記載）
- ・ システム登録の際の入力項目が変更になりました。（別冊：システムマニュアル参照）



平成 30 年 5 月

お問い合わせ連絡先

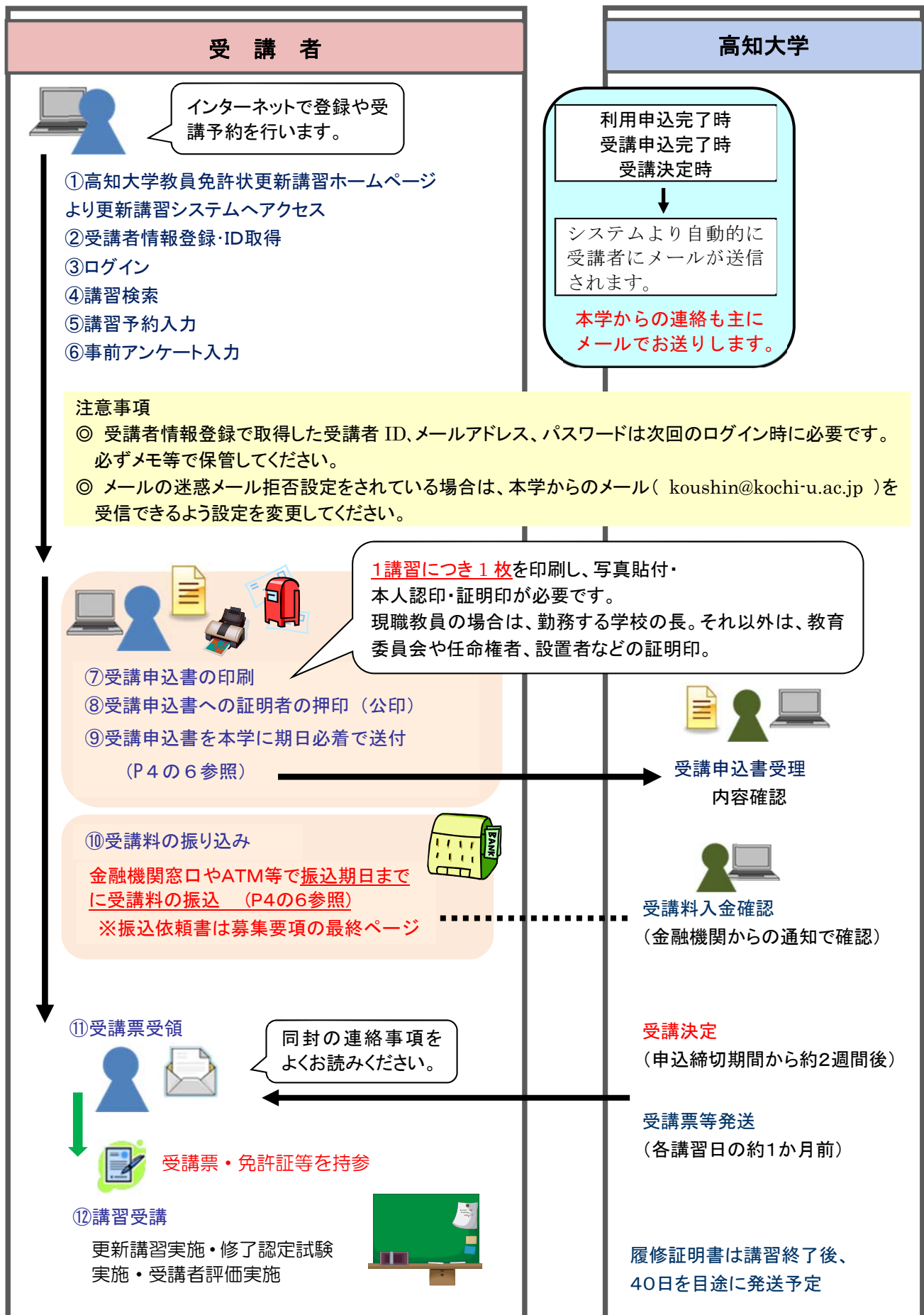
- ・ 高知大学 学務課 教員免許状更新講習担当
〒780-8520 高知市曙町 2 丁目 5-1
TEL : 088-844-8659、8978
E-mail : koushin@kochi-u.ac.jp
（電話の受付時間：月～金の平日 8：30～17：15）
- ・ 高知大学 教員免許状更新講習ホームページ
http://www.kochi-u.ac.jp/outline/other/menkyo_koshin/
又は、「高知大学 更新講習」で検索してください。

目 次

◆ 教員免許状更新講習受講までの流れ図	1
1 講習開設趣旨	2
2 受講対象者	2
3 講習時間	3
4 開設講習	3
5 受講にあたっての留意事項	3
(1) 受講対象職種	
(2) 二重履修（同一講習の重複履修）	
(3) 遅刻・途中退席の取り扱い	
6 募集期間（優先予約日）	4
7 受講申込方法	4
(1) 受講予約	
(2) 受講申込書の送付	
(3) 受講料振り込み	
(4) 受講決定	
(5) システム使用不可の方のための郵送による申し込み	
8 事前アンケート（課題意識調査書）	6
9 受講キャンセル及び受講料返還について	6
10 講習時間割	7
11 修了認定	7
12 受講者評価	7
13 履修証明書	7
14 事前相談（特別な配慮について）	8
15 講習の中止・延期や追加等	8
16 個人情報の取り扱い	8
17 受講者の傷害保険加入	8
18 大学周辺の交通規制（進入禁止）	8
19 大学構内の駐車場利用について	8
● 注意事項	
● 開設講習一覧（詳細）	
● 事前アンケート（課題意識調査書）	
● 平成 30 年度 高知大学教員免許状更新講習「受講料」振込依頼書等用紙	

◆教員免許状更新講習受講までの流れ図

★入力方法は、教員免許状更新講習ホームページ掲載の「システム入力マニュアル」をご参照ください



1 講習開設趣旨

この講習は、教員免許更新制の実施に伴う、教員免許状の10年間の有効期限及び修了確認期限を更新するため、文部科学大臣の認定を受け開設するものです。

本学の教員免許状更新講習実施にあたっての基本姿勢及び開設方針につきましては、教員免許状更新講習ホームページに掲載していますのでご参照ください。

本講習を受講し、修了認定試験に合格した場合は、履修証明書を発行します。受講義務者は定められた期日までに、免許管理者（勤務する学校等が所在する都道府県の教育委員会）に更新講習修了確認申請を行うことになります。

2 受講対象者

この講習は、普通免許状又は特別免許状を有し、平成31年3月31日もしくは平成32年3月31日が修了確認期限または有効期間満了となる以下に該当する方が受講対象者となります。

受講対象者に該当するかは、各自の責任において、文部科学省のホームページ

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422/004.htm)、あるいは、免許管理者（勤務する学校等もしくはお住まいの地域の各都道府県教育委員会）にご確認ください。

高知大学では確認することができません。

受講対象者

- (1) 現職教員（校長、副校長、教頭を含む。ただし、指導改善研修中の者を除く。）
- (2) 実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員
- (3) 教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- (4) (3)に準ずる者として免許管理者が定める者
- (5) 教員採用内定者
- (6) 教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用（または非常勤）教員リストに登載されている者
- (7) 過去に教員として勤務した経験のある者
- (8) 認定子ども園で勤務する保育士、幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設で勤務する保育士、認可保育所で勤務する保育士で幼稚園教諭免許状を保有している者

なお、主な受講対象者は次のとおりです。

①教諭又は養護教諭の旧免許状を所持する現職教員、教員経験者又は講師登録者

平成21年3月31日までに授与された免許状を有する現職教員で、以下の修了確認期限に該当する者。

修了確認期限	生年月日
平成31年（2019年） 3月31日	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日
	昭和48年4月2日～昭和49年4月1日
	昭和58年4月2日～昭和59年4月1日
修了確認期限	生年月日
平成32年（2020年） 3月31日	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日
	昭和49年4月2日～昭和50年4月1日
	昭和59年4月2日～

②栄養教諭の旧免許状を所持する現職教員（栄養教諭以外の職にある方も含む）で次に掲げる者

修了確認期限	免許状を授与された日
平成31年（2019年） 3月31日	平成20年4月1日～平成21年3月31日までに栄養教諭の普通 免許状を授与された旧免許状所持者

※平成21年3月31日までに教諭又は養護教諭の免許の授与を受けたことがあり、平成21年4月以降に栄養教諭免許状を授与された方は、①の修了確認期限となります。

③平成21年4月1日以降に授与された新免許状の有効期間が到来する者

※ 免許状に記載されている有効期間満了日の2年2か月前から2か月前までの2年間に受講可能です。

3 講習時間

講習修了には、2年間で下記の合計30時間以上の受講が必要となります。

領域	事項	必要時間
<必修領域> 全ての受講者が受講する領域	「国の教育政策や世界の教育の動向」 「教員としての子ども観、教育観等についての省察」 「子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む。）」 「子どもの生活の変化を踏まえた課題」	6時間以上
<選択必修領域> 受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講する領域	「教育相談（いじめ・不登校への対応を含む。）」 「進路指導及びキャリア教育」等 を開設。 1年間に2回の開講、1年に1回の開講、隔年開講（2年に1回の開講）があります。	6時間以上
<選択領域> 受講者が任意に選択して受講する領域	幼児児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題	18時間以上
合 計		30時間以上

- 必修領域講習は、免許状の更新手続において、必修領域講習としてのみ使用できます。
- 選択必修領域講習は、免許状更新手続において、選択必修領域講習としてのみ使用できます。
- 選択領域講習は、免許状更新手続において、選択領域講習としてのみ使用できます。

※ それぞれ他の領域への振り替えはできません。

※ 必要な講習時間数については、添付の「注意事項」を参考にご確認ください。

4 開設講習

高知大学では6月から12月にかけて**必修領域5講習**、**選択必修領域18講習**、**選択領域65講習**を開設予定です。詳細については、開設講習一覧、また「中国・四国六大学 教員免許状更新講習システム」の更新講習検索でご確認ください。

なお、講習に追加や変更がある場合は、高知大学更新講習ホームページ内の「お知らせ」に掲載しますのでご注意ください。

5 受講にあたっての留意事項

(1) 受講対象職種

受講対象者のうち、教諭は対象職種に「教諭」を含む講習を、養護教諭は対象職種に「養護教諭」を含む講習を、栄養教諭は対象職種に「栄養教諭」を含む講習を受講することが必要です。例えば、教諭が対象職種「養護教諭」のみの講習を受講した場合、また、養護教諭が対象職種「教諭」のみの講習を

受講した場合、それぞれ講習が無効となりますのでご注意ください。

(2) 二重履修（同一講習の重複履修）

同一講習（開催年月日の異なる同名講習または同一内容の講習）の受講は、二重履修となるため受講申込を認めません。もし、二重履修の事態が生じた場合は、二度目に受講した講習の履修証明書の発行はできません。また、講習料も返還できませんので、開設講習一覧で必ずご確認ください、履修計画の際にご注意ください。

(3) 遅刻・途中退席の取り扱い

原則として、遅刻・途中退席は認めませんので、ご了承ください。

6 募集期間（優先予約日）

募集は、次の3期に分けて行います。システム受付時間は **6:00~24:00** です。

※**優先予約日**とは平成30年度末に修了確認期限となる方が、優先して受講予約できる日です。平成31年度末が修了確認期限の方は、優先予約日には受講予約ができませんのでご注意ください。

優先予約対象者は、下記「7 受講申込方法」の(1)~(3)の内容をご確認ください。

募集区分	講習実施月	優先予約日	受講予約受付期間	申込書着・受講料振込期限
第1期	6月・7月	4/16(月)	4/17(火)~4/23(月)	4/24(火) 17時
第2期	8月・9月	6/5(火)	6/6(水)~6/12(火)	6/13(水) 17時
第3期	11月・12月	9/11(火)	9/12(水)~9/18(火)	9/19(水) 17時

7 受講申込方法

本学の講習への申し込みは、インターネットの「中国・四国6大学教員免許状更新講習システム」を使います。システム稼働時間は **6:00~24:00** です。

システム入力の仕方については、更新講習ホームページ内の「**◆システム入力マニュアル（平成30年度版）**」を、必ずご覧ください。

募集要項 P1 の「教員免許状更新講習受講までの流れ図」もご参照ください。

(1) 受講予約（「システム入力マニュアル（平成30年度版）」参照）

① 初めてシステムを利用する方は、更新講習システムで受講者情報登録を行い、受講者IDを取得して予約してください。

※ 本学からの連絡は主にメールでお送りするため、メールアドレスが間違いないか、また迷惑メール拒否設定等で本学のメールが受信できない設定になっていないか、よくご確認ください。

② 受講者IDを取得されている方は、ID番号・メールアドレス・パスワードを正しく入力してログインし、受講予約を入力してください。

IDはお一人につき1回のみ取得してください。年度をまたいでも使用できます。取得したIDが不明の場合は本学までお問い合わせください。

③ 優先予約日、または予約受付期間中にシステムで受講予約を入力。

受講の予約受付は先着順で決定されます。平成 30 年度末に修了確認期限となる方は「登録利用情報照会」をクリックして「今年度末修了確認期限者」にチェックを入れてください。優先予約日に予約が可能となります。(システム入力マニュアル P13・14 参照)

(2) 受講申込書の送付

以下の内容を確認の上、申込書着期限 (P4 の 6 参照)までに本学必着で教員免許状更新講習担当宛に送付 (申込書在中と朱書きしてください。)

期限までに申込書が未着の場合は、キャンセルされたとして処理しますので、早めに送付してください。(詳細はシステムマニュアルに表記しています。)

- ① 予約後、受講申込書を更新講習システムから **1 講習につき 1 枚**(講習名が 1 つだけ印刷されたもの)を印刷 (1 枚ずつそれぞれに②～④が必要)
- ② 写真 (6 か月以内に撮影した縦 36～40mm×横 24～30mm) を貼付
- ③ 受講者自身の認印を押印
- ④ 学校長等 (受講対象者であることの証明者) の証明印 (公印) を押印

※証明者が不明な方は教育委員会等へ確認のこと

証明者記入例：平成〇年〇月〇日 高知県立〇〇高等学校
校長 高知 太郎



(3) 受講料振り込み

受講料は、下記①・②のどちらかの方法で、予約が確定した講習分の受講料合計金額を、受講料振込期限までに(P4 の 6 参照)お振り込みください。振込手数料は受講者負担です。(振込期限に未入金の場合は、キャンセルされたとして処理しますので、早めにお振り込みください。)

※講習によっては、別途教材費等を講習当日に集金する場合があります。

※本学から振込依頼書は郵送しませんので、ご注意ください。

《受講料振込金額》

1 講習につき **6,000 円** ×講習数

① 金融機関 (ゆうちょ銀行・郵便局を除く) の窓口で振り込む場合

募集要項の最終ページにある振込依頼書を使用 (コピー可) してお振り込みください。

《記入方法》

金額：**予約した講習の受講料合計金額**

ご依頼人 (ID 番号下 4 桁)：更新講習システムの ID 番号下 4 桁 (例：17CSJ01234)

ご依頼人 (受講者氏名)：受講者ご本人のお名前

② ATM、ネットバンキング等で振り込む場合

振込者 (受講者本人) のお名前を入力する際に、お名前の前に ID 番号の「下 4 桁の数字」(入力例：「0123 コウチタロウ」) を必ず入力してください。(入金確認のため必要です。)

振込先	高知銀行	朝倉支店
口座番号	普通預金	3 0 0 0 5 2 8
振込名義	コクリツダイガクハウジンコウチダイガク 国立大学法人高知大学	

(4) 受講決定

本学で申込書の内容確認と受講料の振込確認後、登録いただいたメールアドレスに「受講決定完了」通知メールを配信します。受講票、連絡事項等は開催日ごとに順次発送します。「受講決定完了」通知メールが配信されるまで、システムのステータス欄の表示は【未】のままですが、不備ではありませんのでご承知ください。

(5) システム使用不可の方のための郵送による申し込み

ホームページを閲覧できない状況である等、特別な事情がある場合は、郵送による申し込みを受付します。ご希望の方は、電話にてご相談ください。

なおその場合は、ご自身でシステム入力するよりも時間を要し、定員内に入らないことがありますのでご了承ください。

8 事前アンケート（課題意識調査書）

事前アンケートには、履修したい事柄、講習受講にあたっての要望等をシステムより入力してください。担当講師が事前に参照し、講習に反映できるよう努めます。

9 受講キャンセル及び受講料返還について

(1) 受講料納入前の場合

受講キャンセルは予約当日のみ、ご自身で行うことができます。予約日の翌日以降で受講料納入前の場合は、お電話・メール又はFAXにてご連絡ください。

*募集期間終了後のキャンセルは、キャンセル待ちをされている方へのご迷惑となり、その後の準備にも影響があります。やむを得ない場合を除きご遠慮ください。

(2) 受講料納入後の場合

受講キャンセルの連絡をメール又はFAXにより行ってください（確認もれを防ぐため電話による口頭連絡は不可）。

- ・送信先メールアドレス：koushin@kochi-u.ac.jp
- ・Fax： 088-844-8367
- ・件名：「更新講習受講キャンセル」
- ・本文：受講者ID、氏名、キャンセルする講習名、講習日

(3) 受講料の返還について

受講キャンセルの連絡日を返還額決定の基準とし、受講辞退届等の提出により下表のとおり取り扱います。キャンセルした講習の受講年度の2月末までに書類が提出されない場合は、返還できません。

受講キャンセル連絡日	返還額
イ 当該講習の講習開始日の前日から起算してさかのぼって8日目にあたる日以前に辞退する場合	受講料から1,000円を差し引いた額
ロ 当該講習の講習開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降に辞退する場合（ハに掲げる場合を除く）	受講料の5割
ハ 当該講習の講習開始日以降（講習開始日の欠席、遅刻、途中欠席を含む）	返還なし

受講キャンセルによる受講料返還時に提出する書類は以下のとおりです。

- ・「受講辞退届」・「返還請求書」

書類は、キャンセル連絡を確認後に送付します。必要事項を記入・押印し本学へ郵送または持参してください。

※書類到着後は速やかに必要書類をご提出ください。提出がない場合は返還できません。

※受講料返還の完了について通知等はありませんので、ご指定いただいた口座への振込をもって完了とさせていただきます。本学への書類提出後 1～2 ヶ月を目安にご確認をお願いします。

10 講習時間割

下記の講習時間割が基本ですが、講習により時間設定を変更する場合があります。

	8:50	9:00	10:30	13:00	14:30	16:05	16:45	
受付	オリエンテーション	80分講習	80分講習	昼食	80分講習	80分講習	修了認定試験	受講者評価
8:30		10:20	11:50	14:20	15:50		17:00	

11 修了認定

高知大学で開設する教員免許状更新講習では、必修領域、選択必修領域及び選択領域を 6 時間 1 講習として開設しています。

このため、本学で全講習を修了するには、必修領域 1 講習、選択必修領域 1 講習以上及び選択領域 3 講習以上（合計 30 時間以上）を受講し、修了認定試験に合格する必要があります。

講習の修了認定は、各講習日の修了認定試験によって、実施します。

12 受講者評価

修了認定試験終了後、講習に対する 10 分程度の受講者による評価を行いますので、ご協力ください。今後の講習実施における参考資料として活用します。

13 履修証明書

① 修了認定試験の合格者には、講習終了後 40 日を目途に履修証明書を発送する予定です。履修証明書は、免許管理者（勤務する学校（園）所在地の都道府県教育委員会）に対し、更新講習修了（履修）の確認申請をするための必要書類となります。

定められた期日までに、免許管理者に更新講習修了確認申請を行ってください。

② 不合格者（修了認定試験で合格点に達しなかった者）には、その旨通知します。受講キャンセル及び当日欠席の場合には無評価のため通知しません。

③ 履修証明書の再発行については、教員免許状更新講習ホームページの Q&A をご確認ください申請してください。

14 事前相談（特別な配慮について）

受講希望者の中で、障がい等を有する等のため、受講時に特別な配慮が必要な方は、必ず受講予約期間前に電話にてご相談ください。

なお、相談の時期や配慮の内容等により、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

15 講習の中止・延期や追加等

台風接近等の天候や不測の事態が発生した場合には、講習を中止又は延期する場合があります。

講習の中止又は延期については、メールでのお知らせを予定しています。また、可能な限り前日までに更新講習ホームページに掲載します。

講習に追加等があった場合も、同ホームページの「お知らせ」に掲載します。

16 個人情報の取り扱い

申込時に記載された氏名、住所等の個人情報につきましては、本講習の実施に係る業務のみに使用します。

17 受講者の傷害保険加入

本学では、受講者の方が講習中に傷害を被った場合に備え、大学負担で傷害保険に加入しています。

18 大学周辺の交通規制（進入禁止）

朝倉キャンパス周辺には、朝の時間帯（7：00～9：00）に車両の交通規制（進入禁止）区域があり、自家用車にて鏡川橋経由で来学する場合、禁止区域に進入する恐れがあります。

教員免許状更新講習ホームページに掲載の「◆大学周辺の交通規制（進入禁止）について」の地図をご覧ください。

19 大学構内の駐車場利用について

構内の駐車場については、受講者全員分の駐車スペースが用意されているわけではありません。特に8月の平日や100人を超える講習がある場合など、遠方からの受講者が利用できるよう、近郊の方は公共交通機関をご利用ください。

なお、高知大学では平成29年4月から大学構内の駐車場が有料化となりました。

教員免許状更新講習受講者は駐車料金免除対象となりますが、入出構の際等、手続きが必要となりますのでご注意ください。詳細は受講票に同封するお知らせにてご確認ください。

◆ 注意事項 ◆

受講に際し、下記の内容は特に注意が必要です。ご自身の免許状に応じてご確認ください。

新免許状と旧免許状の違い

【新免許状】

平成 21 年 4 月 1 日以降に初めて授与された免許状は、新免許状といい、新免許状をお持ちの方を、新免許状所持者といいます。新免許状には 10 年間の有効期間が付されています。

新免許状所持者は、各自の免許状に「有効期間の満了の日」が記載されていますので、満了の日の 2 か月前までに、免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に免許状の有効期間更新の申請を行わなければなりません。

【旧免許状】

一方、平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された免許状を旧免許状といい、旧免許状をお持ちの方を、旧免許状所持者といいます。旧免許状所持者が平成 21 年 4 月 1 日以降に新たに免許状を授与された場合も、旧免許状として授与されます。

旧免許状所持者は、生年月日によって各個人に修了確認期限が設定されており、修了確認期限の 2 か月前までに、免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に更新講習修了確認申請を行わなければなりません。

複数の免許状を持っている場合、どの免許状の種類をもとに更新講習を受講すればよいか

必修領域及び選択必修領域については、どのような免許状を持っている場合でも、それぞれの領域で開設されている講習の中から、定められた時間数（6 時間以上）を満たすように講習を選びます。

選択領域については、新免許状（平成 21 年 4 月 1 日以降に初めて授与された免許状）と旧免許状（平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された免許状）の場合で扱いが異なります。

【新免許状】

新免許状の場合、対象職種（免許種）（教諭（幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭）、養護教諭、栄養教諭のそれぞれの「免許状の種類」）に対応した講習をそれぞれ 18 時間以上受講・修了することが必要となります。ただし、1 つの講習が教諭、養護教諭、栄養教諭の複数の対象職種（免許種）に対応したものであれば、当該講習をもって教諭、養護教諭、栄養教諭の複数の免許状の更新をすることができます。

（例）

1. 幼稚園教諭免許状、小学校教諭免許状を持っている場合（対象職種（免許種）は「教諭」のみ）
対象職種（免許種）が「教諭」となっている選択領域講習を 18 時間以上受講・修了することで、持っている全ての免許状を更新することができます。
2. 小学校教諭免許状、中学校教諭免許状（英語）、高等学校教諭免許状（情報）を持っている場合（対象職種（免許種）は「教諭」のみ）
対象職種（免許種）が「教諭」となっている選択領域講習を 18 時間以上受講・修了することで、持っている全ての免許状を更新することができます。
3. 中学校教諭免許状（家庭）、栄養教諭免許状を持っている場合（対象職種（免許種）は「教諭」「栄養教諭」となる）
中学校教諭免許状（家庭）を更新するためには、対象職種（免許種）が「教諭」の選択領域講習を 18 時間以上受講・修了する必要があり、また、栄養教諭免許状を更新するためには、対象職種（免許種）が「栄養教諭」の選択領域講習をそれぞれ 18 時間以上受講・修了する必要があります（必修領域、選択必修領域と合わせて合計 48 時間以上）。

ただし、対象職種（免許種）が「教諭、栄養教諭」と複数指定されている選択領域講習であれば、18時間以上受講・修了することで、中学校教諭免許状（家庭）及び栄養教諭免許状を一括して更新することができます（必修領域、選択必修領域と合わせて30時間以上）。

4. 高等学校教諭免許状（保健体育）、養護教諭免許状、栄養教諭免許状を持っている場合（対象職種（免許種）は「教諭」「養護教諭」「栄養教諭」となる）

高等学校教諭免許状（保健体育）を更新するためには対象職種（免許種）が「教諭」の選択領域講習を、養護教諭免許状を更新するためには対象職種（免許種）が「養護教諭」の選択領域講習を、栄養教諭免許状を更新するためには対象職種（免許種）が「栄養教諭」の選択領域講習をそれぞれ18時間以上受講・修了する必要があります（必修領域、選択必修領域と合わせて66時間以上）。

ただし、対象職種（免許種）が「教諭、養護教諭、栄養教諭」と複数指定されている講習であれば、18時間以上受講・修了することで、高等学校教諭免許状（保健体育）、養護教諭免許状、栄養教諭免許状を一括して更新することができます（必修領域、選択必修領域と合わせて30時間以上）。

※上記の事例のいずれの場合でも、対象職種（免許種）の異なる選択領域講習を混ぜて受講することはできません。

※また、対象職種（免許種）とは別に、「主な受講対象者」が定められていることがありますが、「主な受講対象者」に該当していない場合でも、当該講習を受講することができます。

※学校種及び教科等については特段の定めはありませんので、実際に担当している学校種及び教科などを踏まえ、受講者本人で選択します。

※必修領域の受講に際しては、免許状の種類、職にかかわらず共通に受講します。

【旧免許状】

旧免許状の場合、現在就いている職又は今後就くことを希望している職（対象職種（免許種））に対応した講習を18時間以上受講・修了することで、複数の免許状（対象職種（免許種）が異なる場合を含む。）を全て更新することができます（必修領域、選択必修領域と合わせて合計30時間以上）。

（例）

1. 小学校教諭免許状、養護教諭免許状を持っている場合（現在は小学校教諭として勤務している）

対象職種（免許種）が「教諭」となっている選択領域講習を18時間以上受講・修了することで、持っている全ての免許状を更新することができます。

その際、対象職種（免許種）として、「教諭」「教諭・養護教諭」「教諭・養護教諭・栄養教諭」「教諭・栄養教諭」として設定されている選択領域講習（対象職種（免許種）に「教諭」が含まれている選択領域講習）であれば、どの講習を受講しても免許状を更新することができますが、対象職種（免許種）が「養護教諭」「栄養教諭」「養護教諭・栄養教諭」として設定されている選択領域講習（対象職種（免許種）に「教諭」が含まれていない選択領域講習）を受講しても、免許状を更新することはできません。

また、18時間以上となるような選択領域講習の組み合わせとして、対象職種（免許種）がそれぞれ「教諭」「教諭・養護教諭」「養護教諭」として設定されている3つの講習を組み合わせることもできません（対象職種（免許種）が「養護教諭」のみの講習が含まれている）。

※上記の事例のいずれの場合でも、対象職種（免許種）の異なる選択領域講習を混ぜて受講することはできません。

※また、対象職種（免許種）とは別に、「主な受講対象者」が定められていることがありますが、「主な受講対象者」に該当していない場合でも、当該講習を受講することができます。

※学校種及び教科等については特段の定めはありませんので、実際に担当している学校種及び教科などを踏まえ、受講者本人で選択します。

※必修領域の受講に際しては、免許状の種類、職にかかわらず共通に受講します。